大分地方最低賃金審議会 会長 清水立茂 殿

大分地方最低賃金審議会 大分県最低賃金専門部会 部会長 清水立茂

大分県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年6月29日、大分地方最低賃金審議会において付託された大分県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

審議の過程で、労働者側委員からは、昨今の急激な物価上昇が、働く者の生活に非常に大きな影響を及ぼしており、最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫していることから、消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要であること、生存権確保の観点から最低限生活可能な賃金水準を担保すべきこと、地域間格差が依然大きく隣県等への人材流出の一因となっている状況を是正する必要があること等の理由から、最低賃金の引上げを求める意見が出された。

他方、使用者側委員からは、労働者の生計費、労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮する必要があり、特にコロナ禍においても雇用を維持しながら懸命に経営を継続してきた企業の「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視すべきであることを基本姿勢とし、最低賃金の決定にあたっては、新型コロナウイルスの長期化の影響により経済の回復がなかなか進まない中で、ロシアのウクライナ侵攻問題などによるエネルギー資源や原材料価格高騰による物価高や円安傾向なども加わり、経営環境は更に厳しい状況となっていること等の理由から、景気や経済の実態を表した各種指標やデータに基づいた納得感のある慎重な審議を行うべきであるとする意見が出された。

その後、慎重に議論を重ねたものの、引き上げ金額の一致に至らなかったことから、 公益委員から引上げ金額を提示することとし、採決を行った結果、別紙1の結論に至 ったものである。

また、今年度の大分県最低賃金の決定にあたり、使用者側委員から、コロナ禍の影響に加えて、エネルギー資源や原材料価格の高騰など、厳しい経営環境の中で、急激な最低賃金の引上げは小規模・零細企業等にとっては更に厳しい状況になることが懸念されるため、次の二項目を答申書に記載することを要望する旨の意見が出された。

① 最低賃金維持が厳しい企業に対する支援強化 現行の業務改善助成金は、受給するにあたり「業務改善等」の制約があるため、 国等において、より広く活用できる支援制度の検討を行うこと。

② 価格転嫁しやすい環境整備

国等において、企業が原材料価格の高騰や人件費の負担増を適正に取引価格に転嫁できているか、また、価格転嫁が困難な業種等はないか等についてチェック体制を強化すること。

当該要望事項については、労働者側委員、公益委員においても共通の認識であることを確認した。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

大分県最低賃金

- 1 適用する地域 大分県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 854円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和4年10月5日

大分県最低賃金専門部会

(公益)

部会長 清水 立茂 弁護士

部会長代理 松隈 久昭 大分大学経済学部教授

同上 井田 雅貴 弁護士・社会保険労務士

(労働者代表)

藤本 雅史 連合大分 事務局長

稲福 史 UAゼンセン大分県支部次長

鹿嶋 秀和 連合大分副事務局長

(使用者代表)

神 昭雄 大分県中小企業団体中央会

専務理事

中島 英司 大分県商工会議所連合会

専務理事

藤野 久信 大分県経営者協会 専務理事